

2 消安第 4315 号
令和 3 年 1 月 5 日

高知県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「水産用ワクチンの取扱いについて」及び「水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて」の一部改正について

このことについて、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「各府省は、・・・緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされたことを踏まえ、押印を求める手続の見直し等のため、「水産用ワクチンの取扱いについて」（平成 12 年 4 月 19 日付け 12 推第 533 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）及び「水産用医薬品の使用に関する記録及び水産用抗菌剤の取扱いについて」（平成 29 年 4 月 3 日付け 28 消安第 5781 号農林水産省消費・安全局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、お知らせします。

なお、この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。